

佐世保市地域公共交通活性化協議会規約（改正案）

（目的）

第1条 佐世保市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条1項の規定に基づき、地域公共交通網形成計画（以下「形成計画」という。）の作成に関する協議並びに形成計画の実施に関し必要な協議及び連絡調整等を行うために設置する。

（事務所）

第2条 協議会は、事務所を長崎県佐世保市八幡町1番10号に置く。

（事業）

第3条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 形成計画の策定及び変更の協議に関すること。
- (2) 形成計画の実施に係る協議及び連絡調整に関すること。
- (3) 形成計画に位置づけられた事業の実施に関すること。
- (4) 協議会の予算及び決算の承認に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、当協議会の目的を達成するために必要なこと。

（組織）

第4条 協議会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

（会長及び副会長）

第5条 会長は佐世保市長とする。

- 2 副会長は、委員となるべき者の中から、会長が指名する。
- 3 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐して協議会の業務を掌理し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

（協議会の委員）

第6条 協議会の委員は、法第6条2項の規定に基づき、次にあげるものをもって構成する。

- (1) 佐世保市長及び市長が指名する職員
- (2) 関係する公共交通事業者等、道路管理者、その他地域公共交通計画に定めようとする事業を実施すると見込まれる者
- (3) 関係する公安委員会及び地域公共交通の利用者、学識経験者その他市長が必要と認める者

- 2 委員の任期は2年とするが、再任を妨げないものとする。
- 3 会長は、委員の他に必要があると認めるものについて、オブザーバーとして協議会の構成に加えることができる。

(会議)

- 第7条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。
- 2 会議は、構成員の過半数以上の出席により成立する。ただし、構成員がやむを得ず出席できない場合、委任状を提出することで、代理人の出席も認めることとする。
 - 3 会議の議決方法は、その議決内容ごとに協議会で決定するものとする。ただし、公共交通事業者の経営に直接景況を及ぼすと判断されるもの、若しくはその可能性があると申し出があった場合には、議長は十分配慮に努めることとする。
 - 4 会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。
 - 5 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。
 - 6 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(会長の専決処分)

- 第8条 会長は協議会を招集するいとまがないとき又は協議会の事業に係る軽易なものについては、これを専決処分することができる。
- 2 会長は、前項の規定により専決処分をしたときは、これを次の協議会に報告し、その承認を得なければならない。

(協議結果の尊重義務)

- 第8条 協議会で協議が整った事項については、協議会の構成員はその協議結果を尊重しなければならない。

(幹事会)

- 第9条 協議会に提案する事項について、公共交通事業者間の協議又は調整をするため、協議会の中に幹事会を設置する。
- 2 幹事会は、佐世保市、公共交通事業者、関係行政機関で構成し、協議会の各委員が指名した者をもって構成する。
 - 3 幹事会の会議は、佐世保市企画部長が召集し、議長となるものとする。また、運営については、第7条の規定は、幹事会の会議について準用する。

(事務局)

- 第10条 協議会の庶務の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。
- 1 事務局は、佐世保市企画部地域政策課に置く。

3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担)

第11条 協議会の運営に要する経費は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金の他、必要
12 に応じて、佐世保市の負担とする。

(財務に関する事項)

第12条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。
13

(協議会が解散した場合の措置)

第13条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長で
14 あつた者がこれを決算する。

(委任)

第14条 この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な細則は、会長が別に定
15 める。

(監査)

第15条 協議会に監査委員を2名置くものとする。
16
2 協議会の出納監査は、会長が指名した監査委員によって行う。
3 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

附則 この規約は、平成26年8月28日から施行する。

附則 この規約は、平成27年6月29日から施行する。